

○上牧町子ども・子育て会議設置条例

平成25年3月22日

条例第8号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に係る施策に関する事項を調査審議するため、上牧町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、上牧町子ども・子育て支援事業計画策定に関する子育て会議その他の合議制の権限に属された事項その他次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援、放課後児童クラブ等子育て支援に関する事項
- (2) 幼保一体化の推進に関する事項
- (3) 子ども・子育て家庭への支援に関する事項
- (4) その他町長が必要と認める事項

(会議の組織及び運営)

第3条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員25人以内をもって組織し運営する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員

(委員)

第4条 委員の任期は5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(資料提出の要求等)

第7条 子育て会議は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、町長及び関係行政機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 子育て会議は、調査審議の結果必要があると認めるときは、町長に対し意見を述べ、又は必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 3 町長は前項の規定による勧告に基づき講じた措置について、子育て会議に報告しなければならない。
(委員会)

第8条 子育て会議は、必要あるときは、委員会を置くことができる。
(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。